

改正後	改正前
公安審査委員会行政文書管理規則	公安審査委員会行政文書管理規則
目次、第 1 章～第 1 1 章 〔略〕	目次、第 1 章～第 1 1 章 〔同左〕

改正後						改正前					
別表第 1 行政文書の保存期間基準						別表第 1 行政文書の保存期間基準					
事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 （施行令別表の該当項）	保存 期間	具体例	事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 （施行令別表の該当項）	保存 期間	具体例
法令の制定又は改廃及びその経緯						法令の制定又は改廃及びその経緯					
1	法律の制定 又は改廃及 びその経緯	(1)～(5) 〔略〕				1	法律の制定 又は改廃及 びその経緯	(1)～(5) 〔同左〕			
		(6)官報公示 その他の 公布	官報公示に関する文書その他の 公布に関する文書（一の項ト）	20 年	・官報			(6)官報公示 その他の 公布	官報公示に関する文書その他の 公布に関する文書（一の項ト）	20 年	・官報の写し
		(7) 〔略〕						(7) 〔同左〕			
2	政令の制定 又は改廃及 びその経緯	(1)～(5) 〔略〕				2	政令の制定 又は改廃及 びその経緯	(1)～(5) 〔同左〕			
		(6)官報公示 その他の 公布	官報公示に関する文書その他の 公布に関する文書（一の項ト）	20 年	・官報			(6)官報公示 その他の 公布	官報公示に関する文書その他の 公布に関する文書（一の項ト）	20 年	・官報の写し
		(7) 〔略〕						(7) 〔同左〕			
3	省令その他 の規則の制 定又は改廃 及びその経 緯	(1)～(3) 〔略〕				3	省令その他 の規則の制 定又は改廃 及びその経 緯	(1)～(3) 〔同左〕			
		(4)官報公示	官報公示に関する文書（一の項 ト）	20 年	・官報			(4)官報公示	官報公示に関する文書（一の項 ト）	20 年	・官報の写し
		(5) 〔略〕						(5) 〔同左〕			
4～11 〔略〕						4～11 〔同左〕					
その他の事項						その他の事項					
12	告示、訓令 及び通達の 制定又は改 廃及びその 経緯	(1)告示の立 案の検討 その他の 重要な経 緯（1の項 から11の 項までに 掲げるも	①～④ 〔略〕			12	告示、訓令 及び通達の 制定又は改 廃及びその 経緯	(1)告示の立 案の検討 その他の 重要な経 緯（1の項 から11の 項までに 掲げるも	①～④ 〔同左〕		
			⑤官報公示に関する文書（二十 の項ハ）	10 年	・官報				⑤官報公示に関する文書（二十 の項ハ）	10 年	・官報の写し

		の を 除 く。)			
		(2) 〔略〕			
13～18 〔略〕					
備考 〔略〕					

別表第 2 保存期間満了時の措置の設定基準

- 1 基本的考え方
〔略〕
- 2 具体的な移管・廃棄の判断指針
〔略〕

		の を 除 く。)			
		(2) 〔同左〕			
13～18 〔同左〕					
備考 〔同左〕					

別表第 2 保存期間満了時の措置の設定基準

- 1 基本的考え方
〔同左〕
- 2 具体的な移管・廃棄の判断指針
〔同左〕

附 則（令和 7 年 月 日公安審査委員会訓令第 号）
この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。